

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金の交付を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。

単独処理浄化槽は、台所や洗濯、風呂などの排水を未処理のまま放流するもので、河川の水質に大きな影響を与えます。一方で、合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、単独処理浄化槽と比べると、河川の水質に与える影響を約8分の1にすることができます。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方※浄化槽処理区域は市ホームページで必ず確認してください。
- 住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
- 市税を滞納していない方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区 分		交付金額	
		市内業者施工	
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独処理浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費		100,000円	

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費交付金額に2万円を上乗せ補助します。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き
4月1日(火)～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
5月上旬ごろ～	補助金交付決定通知(交付決定後に設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

▶その他

- 環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
- 新築などの建築確認申請を伴う場合、補助の対象になりません。
- 補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。
- 原則として、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- 保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶申し込み・問い合わせ 同課☎556—9530

電気式生ごみ処理機の購入費を補助します

市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の電気式生ごみ処理機(破砕処理後、処理水を下水道管などに排出するものを除く)の購入費を補助します。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方(世帯主)
- 市税を滞納していない方
- 電気式生ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理できる方
- 減量化または堆肥化されたものを適切に処理できる方
- 令和3年4月1日以降に購入した方
※転売または事業の用に供する目的で購入したものは対象外

▶補助金額 購入金額(税抜き額。100円未満切り捨て)※上限1万5千円

▶対象外となる経費

- 搬送または設置に要する費用
- 保証に要する費用
- 促進剤や菌床剤の購入に要する費用

▶補助基数 1世帯につき1基

▶添付書類

- 商品名が記入されている領収書の写し(購入品の内訳が記載されたもの)
- 保証書の写し
- 補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義および口座番号が分かるものの写し

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、上記添付書類および申請に来られる方(世帯主または同居の親族に限る)の本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、直接同課へお越しください。※本庁や南河原支所などへの提出、郵送や上記以外の方による提出は受付不可

▶申請期限 令和8年3月10日(火)まで(土・日曜日、祝日および年末年を除く)

▶問い合わせ 同課☎556—9530

家庭ごみの野外焼却は法律などで禁止されています

家庭ごみの野外焼却(野焼き)は、周辺への被害拡大の恐れや有害物質の発生原因となることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方の罰則を受けることがあります。家庭ごみは正しく分別し、市の収集のルールに合わせて出してください。

▶問い合わせ 環境課☎556—9530

空き店舗を貸借して新たに事業を開始する起業家を支援します

新たに事業を開始しようとする起業家に、出店に当たっての改修費用や設備に係る費用の一部を助成します。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- 市内で新たに事業を起こし、同一の事業を3年以上継続しようとする方(他市町村で事業をしている方や事業拡張を除く)
- 市内の空き店舗などを貸借し、店舗などを設置しようとする方
- 主に店舗への来客を対象とし、昼間の営業をする方

▶助成内容

	空き店舗等改修助成事業	空き店舗等運営助成事業
助成対象	空き店舗などの建物本体の改修費(消費税を除く)	事業の運営に係る設備や備品購入費、宣伝などに要する費用(消費税を除く)
助成額	対象経費の2分の1(最大50万円、市外事業者施工の場合は最大25万円)	対象経費の2分の1(最大50万円)

※詳細は、市ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ 商工観光課産業振興担当☎580—3012

スズメバチの巣の駆除に補助金を交付します

市では、スズメバチの巣の駆除を促進し、スズメバチの危害から市民生活を守るため、行田市スズメバチの巣駆除補助金交付事業を実施します。

市内の個人所有地(事業所を除く)にあるスズメバチの巣を駆除業者に依頼して撤去を行った方を対象に、駆除費用の一部を補助します。

▶申請期間

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

▶補助金額

補助対象経費(税抜き)の2分の1(100円未満切り捨て。上限1万円)

▶その他

- 市によるスズメバチの巣の駆除委託は令和6年度で終了しました。
- スズメバチ以外(アシナガバチなど)の巣は補助対象外です。
- 詳細は、市ホームページをご確認ください。

▶申請・問い合わせ

環境課☎556—9530



個人所有住宅などの改修資金を補助します

市内の施工業者を利用して個人所有住宅などの改修工事を行った場合に、その工事費の一部を補助します。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- 市内在住の方
- 改修工事を行う住宅などの所有者で、かつ現在居住している方
- 市税の滞納がない方
- 市が実施する他の同様の補助金や助成金を受けていない方

▶対象となる工事

- 住居部分およびその住宅に附帯する外構施設(駐車場、塀など)に関する修繕、改装工事
- 消費税を除く工事費が20万円以上の工事
- 令和7年4月1日以降に市内業者が行った工事で、令和8年3月31日までに完了するもの

▶補助金額 消費税を除く工事費の5パーセント相当額(上限10万円)

▶必要書類

- 住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
- 工事証明書
- 改修工事前と改修工事後の現場写真
- 改修工事の工事内訳書(コピー可)(見積書、請求書および契約書など工事の明細が分かるもの)
- 領収書(コピー可)

※申請に必要な書類は、商工観光課で配布(市ホームページからダウンロード可)しています。

▶その他

- 必ず工事が完了し、支払い完了後に申請してください。
- 補助金の交付は、個人住宅などにつき1回限りです。
- 4月から住民票の写しなどの添付書類が不要になりました。

▶申請・問い合わせ

同課産業振興担当

☎580—3012



公共下水道の供用開始区域を拡大しました

3月31日(月)から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

▶供用開始区域 元荒川第10処理分区(藤原町1丁目の一部、大字若小玉の一部)

▶問い合わせ 同課業務担当☎564—0303